

公園等ボランティア清掃で回収したごみの出し方について(ご案内)

平成31年4月より家庭ごみ有料化が実施されますが、公園等ボランティア清掃で回収したごみを出す場合は、無料で収集します。
ボランティア清掃のごみの出し方は以下のとおりです。

1 ボランティア清掃のごみを出す場所は

- (1) ご自宅から出す。(ご家庭のごみ収集日に同時に、戸建住宅の方はご自宅に、集合住宅の方は専用の集積所にお出してください。)
- (2) 清掃する公園内やお近くの公園内に、公園ごみ専用のごみの集積所がある公園では、ごみ集積所へ出す。(公園ごみ集積所につきましては、水と緑と公園課にお尋ねください。)

※ ご自宅から離れた公園などの清掃で、袋の数が多くて持ち帰ったり公園ごみ専用集積所に持ち込めない場合は、水と緑と公園課にご相談ください。

2 ご自宅から出す場合

- (1) 落ち葉や枝木を出すときは、これまでと同じです。1回の収集で1世帯あたり5袋(束)まで、燃やすごみの収集日にお出してください。(5袋を超える分は次回の収集日にお出してください。)
- (2) 落ち葉や枝木以外のごみ(空き容器や菓子の袋など)を出すときは、燃やすごみ・燃やさないごみに分別し、お渡ししたボランティアシールを袋の見えやすいところに貼って、指定の収集日にお出してください。

なお、スプレー缶・ライター・電池・蛍光管は、それぞれ別の袋で出してください。分別がされていないと収集できません。

- (3) シールに書いてある清掃内容の区分のうち、必ず公園・緑道・用水路に印をしてください。

印の付け方: 公園・緑道・用水路
道路
広場・その他

3 公園ごみ専用の集積所に出す場合

燃やすごみ・燃やさないごみに分別してください。(落ち葉や枝木と燃やすごみを分別する必要はありません。)

なお、スプレー缶・ライター・電池・蛍光管は、それぞれ別の袋で出してください。分別がされていないと収集できません。

お問い合わせ:水と緑と公園課管理担当 電話 042-346-9556